

平成 29 年 8 月 22 日

特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
代表理事理事長 和田 寿昭 殿

大和リゾート株式会社
代表取締役 柴山良成

ご 報 告

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴機構より送付いただきました平成 29 年 7 月 27 日付「質問書」（以下「貴質問書」といいます。）につきまして、ご報告申し上げます。

貴質問書第 2 項におかれて、貴機構は「当機構の見解」と題され、①当社がすでに預託金制会員制度を廃止し、年会費会員制度に移行することを決めており、特に個人年会費を現行の 3 万円から 10 万円に値上げすることを公にしていること、②変更後のサービスは現行のもの大きく変わることが予想され、従前の会員制度は実質的に廃止が決定しているといえることを指摘して、当社がこれまでにご回答した見解ないし主張は不当なものであると考える旨結論づけておられます。

貴機構のご指摘事項①に関して、当社が預託金制会員制度を廃止し、年会費会員制度に移行することは事実でありますものの、当社において「個人年会費を現行の 3 万円から 10 万円に値上げすること」を決定した事実はありません。

前回までの当社回答に記載のとおり、会員様に宛てた平成 28 年 12 月 12 日付文書に記載の内容は決定事項ではなく、あくまで検討過程での一案に過ぎないものです。

そして、「預託金制会員制度を廃止し、年会費会員制度に移行すること」それ自体は、会員様に預託金をご返還することのみがその帰結となりますので、会員様の立場において不利益になるとはいえないものであり、その結果、いかなる年会費制度を構築するかの内容が定まらない限り、この変更が不当性を有するか否かの判断を行うことはできないものと考えます。

また、②で指摘の内容につきましても、上記同様、何ら変更内容が決定していない現状におきましては、あくまで推測の域にとどまる議論であり、当社のこれまでにご回答に対する不当性の根拠としてはただちに首肯できるご指摘とはいえないと考えております。

そして、貴質問書第3項におきまして、貴機構より「貴社の善後策に関する質問」と題して、当社宛のご質問をいただいております。

この点、大まかに申し上げて、会員様において不利益となる大きな制度変更等を当社が行う場合に、会員様の個別同意が必要な場合もありうるとの認識は当社として有しているところでございます。

そうした認識の下で、現在、当社において、ダイワロイヤルメンバーズ制度の今後の在り方(会員権の譲渡及び名義変更に関する取り扱いを含みます)に関して内容を検討・確定し、本年9月下旬ないし10月上旬ころには、会員様(退会された会員様を含みます)に宛ててご案内文書を送付できるよう準備をしているところでございます。

上述のとおり、貴質問書のご質問につきましては、制度内容の確定をしなければご回答できない面がございますので、当社の回答ないし見解は、会員様(退会された会員様を含みます)へ当該ご案内をお送りした後に改めて貴機構にご連絡申し上げたいと考えております。

つきましては、貴機構におかれて、今しばらくご猶予をいただけますようお願いいたします。

以上の次第ですので、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具